

警戒区域解除スケジュールと生活再建支援策についての説明会 議事録

開催日時：令和4年8月7日（日） 午後3時00分から

会 場：熱海市役所第3庁舎2階会議室

※議事録中の「〇〇」は個人の名前や住所に関する発言のため、表記を控えているものです。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

本日はお忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、早速ではございますが、ただいまから、警戒区域の解除に係る考え方とスケジュールについて、また、生活再建支援策についての説明会を開会させていただきます。

開会にあたり、出席者を紹介させていただきます。

本日は国土交通省中部地方整備局から、竹内熱海緊急砂防出張所長はじめ、ご担当の皆様、また、静岡県からは、盛土対策課の望月課長、また、熱海土木事務所からは、杉本所長をはじめ、ご担当の皆様にもご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきました。ありがとうございます。

熱海市からは、市長の齊藤、副市長の稲田・金井、以下、担当の部課長等が出席させていただきますので、よろしく願いいたします。

この後、次第に従い、説明をさせていただきます、ご質問につきましては、説明の後、まとめて時間を設けさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。

なお、説明はおおむね45分程度、そのあと質疑応答も45分程度を想定しております。全体で1時間30分、午後4時30分の閉会を目安と見込んでおりますので、ご協力をお願いいたします。

申し遅れました。私、本日の進行を務めさせていただきます、経営企画部長の中田でございます。よろしく願いいたします。

それでは開会にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

■齊藤 熱海市長

本日はお忙しい中、また、大変、お暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。まず初めに、昨年7月3日の土石流災害により、多くの方々の生命、財産を守ることができなかったことにつきまして、深くお詫びを申し上げます。

お集まりの皆様におかれましては、様々な不安や不便の中、日々をお過ごしのことと思います。皆様の中には、大切なご家族やお知り合いを亡くされた方、また、一瞬にして財産を失い、今後の道筋を見失ってしまった方もいらっしゃると思います。

現在、伊豆山ささえ逢いセンターなどを通して、こうした皆様の見守りや相談支援をさせていただいておりますが、このような災害を二度と起こさないための原因究明を含め、被災された皆様の生活再建と伊豆山の復旧復興は、市長である自分の責務と考えております。

今後とも、皆様が新しいスタートに立っていただくために、最大限力を尽くしてまいりますのでございます。

本日は、被災された皆様に、新しいスタートに立っていただくために重要な警戒区域の解除に関するスケジュール、そして、今後の皆様の生活再建にあたっての支援策等について、説明させていただきます。

なお、伊豆山の復旧復興にあたっては、国や県との連携が不可欠であり、先ほどご紹介がありましたとおり、本日は国土交通省中部地方整備局、静岡県から盛土対策課と熱海土木事務所の皆様にもご出席いただいております。

それでは、限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

それでは、説明に入らせていただきます。

初めに、逢初川の安全性の確保についてでございます。まず、新設砂防堰堤建設の進捗状況につきまして、国土交通省中部地方整備局からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

■竹内 国土交通省中部地方整備局 富士砂防事務所 熱海緊急砂防出張所長

ただいまご紹介いただきました、国土交通省中部地方整備局、富士砂防事務所の熱海緊急砂防出張所で所長をしております竹内と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。昨年7月3日の土石流災害によりまして、被害に遭われた皆様方に対しまして、まず心よりお見舞いを申し上げます。

皆様のお手元に、A4横の新設砂防堰堤の進捗状況という資料をお配りしておりますが、まずこちらの方をご覧ください。表紙1枚めくっていただきますと、写真がございますが、まず、我々、国の方で実施をしております事業の内容としましては、大きく二つございます。

一つは、既設砂防堰堤の除石工事（緊急対策）ということで、これは、昨年7月3日に土石流が発生して直ちに現場に入ったわけですが、まずは逢初川に堆積した大量の土石流を一刻も早く撤去しなければならないということで、ちょうど逢初川の上流部に静岡県が整備をした既設の砂防堰堤がございます。この地点に溜まった土砂をまず緊急的に撤去しました。

これについては、昨年の12月23日に完了してございますが、当時、現場の方がかなり大量の土砂が堆積をし、またその溜まった土砂が本当にどろどろの土砂でして、工場用の車両も全く入っていけないという状況でした。そこで、私どもは、通常富士山の標高2,000メートル以上のところで工事をやっているんですが、そのノウハウを使いまして、ヘリコプターで、工事用の重機を現場に運び込んだり、現場に溜まっている土砂、或いは大きな石をヘリコプターで外へ運び出すという作業をずっとやりました。

それと並行して、下流から工事用の道路を作って現場に入っていったんですが、それが市道の堀坂3号線、そのところを道路拡幅しまして、現場の方に入って行って、静岡県の既設堰堤のところまで何とか到達をしたので、ヘリコプターによる除石と下流からの工事用道路を活用した土砂の搬出といったところを実施しております。

それから二つ目ですが、新設砂防堰堤工事でございます。

当時、我々の方で、現地で簡易な測量をしたところ、源頭部を除きまして、源頭部の直下から、堀坂3号線に入っていったところの谷の出口のあたり、この区間に堆積している土砂が約

1万7,000立方メートルあったということがわかりました。まず、既設堰堤のところで約7,000立方メートルの除石をしましたので、残り約1万立方メートルの土砂が、まだ不安定な状態でこの逢初川の中に堆積しているだろうということで、この1万立方メートルを抑えるために、新しい砂防堰堤を、この市道堀坂3号線に入ったところの直上部に今整備をしております。

これについては、今年の3月23日から現場で掘削工事に着手をしております、5月の連休明けからコンクリートの工事の方を進めております。これが完成しますと、この資料の1ページの右側に絵がありますが、このような形のものが完成する予定でございます、今現在は8月7日ですが、2日前8月5日土曜日の段階で、約12メートルまでこのコンクリートの砂防ダムが立ち上がってきております。完成しますと一番大きなものが高さ13メートル、幅59メートルでございますが、これが、9月の中旬に完成する見込みになっております。

あとは砂防の本堤の下流側に、小さい形の砂防堰堤みたいなものがあると思うんですが、これが完成するのが来年の3月ということで、全体が完成するのは、来年の3月を目指して今事業を進めております。今、工期もちょっといろいろ厳しいということで、特に土砂を使う、埋め戻しという工程があるんですが、こういったものにつきましては夜間工事で、今24時間で現場の方で作業しております。

次の2ページを見ていただきますと、垂直写真がございまして、位置関係がおわかりになるかなと思うんですが、一番左上に白い点線で丸く囲ったところが、逢初川の源頭部になってございまして、ここの下流、この源頭部から距離にしますと約800メートル区間、これが右下のピンク色の丸がございまして、新設砂防堰堤、ピンク色の丸のところでありまして、この800メートルの区間の中で国の方の事業を進めております。

先ほど申し上げました、まず緊急的な除石をやったという静岡県の既設砂防堰堤といったところがちょうど真ん中にあります。青い丸です。ここに静岡県の堰堤がありまして、ここで約7,000立方メートルの土砂を撤去しました。

今やってるのがその下流にピンク色のところですが、新設砂防堰堤を整備をしております。この工事を実施するに当たりましては、工事の作業員の安全確保ですとか、やはりまだ二次災害の恐れも当時あったものですから、緊急的にこの絵の左側にありますような大きな一つ3トンのブロックを組み合わせた仮設ブロック堰堤ですとか、その下にありますような、大きな土嚢を活用したネットロール土嚢、こういったものを応急的につくりまして、作業の安全性を確保しながら、事業を進めてまいりました。

次の3ページを見ていただきますと、全体のスケジュールということで書いてございますが、今8月ということで、表の右側の方に赤い点線があると思いますが、新設砂防堰堤の工事をまさに今進めているという状況でございます。繰り返しになりますが、堰堤の中の一番大きな本堤の部分が9月中旬に完成しますが、新設堰堤がすべてが完成するのは来年の3月の見込みでございます。

次の4ページに完成イメージということで絵がついてございます。上から一番上に大きな本堰堤があって、その下に副堰堤、垂直壁というような構造になってございます。

それでは、せっかくですので、現場のドローンの映像を今日はご用意しましたので、ちょっとそちらの方、流させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(ドローン映像)

先月の7月25日に、私どもの方でドローンを持っていて、撮影したものになっております。これが堀坂3号線が入っていく、進入道路です。ここにいろいろ資材を置きまして工事をやっておりますが、新設砂防堰堤といったのが今ちょっと上の方に見えてきましたけども、あの位置です。場所的には、逢初川の一番上流の源頭部から約800メートル下がったところで、この新設堰堤の整備を進めております。

あそこに溜まっているのは、工事で掘削した土砂を仮置をしたりですとか、あと現場でどうしても水が出るので、水の濁りをろ過するような施設を整備をして、工事をしております。これが水質管理用の施設です。

工事の方は、こういったクレーンを使いまして、生コン車を現地に呼んで一つ一つのこのブロックにコンクリート等を流し込んで打設をし、立ち上げていくという工事になっております。この7月25日の段階ですと、10メートルの高さまでコンクリートが立ち上がっているという状況です。

現場は、かなり横幅も谷も狭く、また勾配がかなりきついということで、現場の方の施工も、いろいろ工夫をしながら実施をしております。特に昨年、緊急的な除石、たまった土砂を撤去する工事の場合は、本当に上流からまた不安定な土砂が崩れてくる恐れがありましたので、作業員の方が緊急的にすぐ逃げられるような、そういった避難訓練等もやりながら、避難場所を確保しつつ、施工の方をしております。

この黒いパイプは逢初川の河川の水を流しております。天気のいい日はこういう形で、このパイプの中に水が流れてきますけれども、まとまった雨が降りますと、どうしても、谷が狭いものですから、この道路の上を一面河川水が流れてくるという状況になります。

今見えてきたのが、静岡県で造られている既設の砂防堰堤です。この堰堤が昨年の土石流の時には、ほぼ満杯になってしまいました。ですので、国の方で、ここにたまった土砂を撤去したということです。

この白いブロック、このところも、そのあと、ちょっとブロックが崩れてしまったということがあって、静岡県の方で、補修の工事をやられておりました。

上に今見えてきたのが先ほどご説明しましたブロックの堰堤でございまして、これは今、静岡県の方のところですよ。この工事ですが、右下にありますけども、無人化バックホーということでリモコンを使って、無人の重機を使って、そういった施工も工夫してやっております。

これがブロック堰堤です。一つ3トンのブロックを連結した形で施工してございまして、計175個のブロックをここでは使っております。

このブロック堰堤の上流に、万が一上流から土石流が来たときにそれをいち早く検知するというので、ワイヤーを1本張ってございましてちょっとこれ見にくいんですけど、ちょうどこの絵の真ん中辺に、白い線があると思うんですけども、あそこにワイヤーが1本張ってありまして、土石流が万が一上から来たときに、そのセンサーが切れると下流の関係機関、消防、警察、我々の方へ連絡が入るというふうになっております。

簡単ですけど私からの説明は以上で終わらせていただきます。

- (司会) 中田 熱海市経営企画部長
ありがとうございました。

ご質問につきましては、後程まとめて時間を設けさせていただきますので、ご承知おきください。

続きまして、逢初川源頭部の対応について、静岡県盛土対策課長からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

■望月 静岡県盛土対策課長

ただいまご紹介に預かりました、盛土対策課長の望月です。

被害に遭われた方には謹んでお見舞い申し上げます。

さて、マスコミ等で報道されておりますが、逢初川の源頭部の盛土行為者と言われております〇〇に対しまして、盛土の撤去を命じる、いわゆる措置命令を、熱海市が5月、県は8月1日に発出したところでございます。

逢初川の源頭部の方針につきまして、ご心配をおかけしておりますが、ようやく皆様方に報告ができることになりましたので、今日紹介したいと思います。では、座って紹介をしたいと思います。

前のスライドをご覧ください。大変生々しい写真になりますがちょっとご了承ください。

これが、源頭部になります。よく見てもらうと黒い土があります。これがいわゆる関東ローム層といいまして大体おそらく、神奈川県の方から持ってきたと思われている土だと思います。クロボクといいまして、水を含むと大量に水を含みやすい、流出しやすいというような土です。

それと、所々見てもらうと白いものがありますこれが湧水になります。おそらくこの湧水が盛土したところに溜まって土砂が崩落したということになります。よくよく調べてみますと盛土が相当高く含まれてまして、基本15メートルというのがありそれを大幅に超えて、盛土されていることと、当然水が多いところなので、その水対策ができてなかったというのが、原因と言われております。

静岡県では被災直後、3次元の点群データというのを取得し、どれだけ盛土したかをつぶさに判明しています。A B C Dというのが書いてありますが、ここがまだ落ち残りの部分になりましておよそ2万立方メートルというのが落ち残りとしてあります。

これを今後撤去することになりますが、盛土を施工した行為者に、これを撤去しなさいという措置命令を出しているところです。それは7月1日に新条例が適用され、市のほうから県に移管されたことから、盛土対策課の方で措置命令を出しました。

今後、当然原因者にこれを負担させ、やらせるというふうに考えてます。最終的に9月5日までに、これを撤去しなさいという命令を出しています。そこで撤去に応じない場合には、県の方で代執行を考えています。それについては、具体的に、今詰めているところですが、おそらく相手がそれを履行しないだろうと思ってます。

それで9月5日をもって、我々の方で代執行に移って、そこで施工業者を決めて、そこからおおむね10月の中旬ぐらいで代執行がやればなと思ってます。

これだけのボリューム、2万立米を撤去するのに、おおむね1年半か2年ぐらいかかります。ただそうすると、当然、皆様の方に早く帰還してもらいたいというのがありますので、それに対して、なるべく早く、帰還できるように考えたいと思ってます。そうすると、来年の7月か8月には、おおむね不安定土砂だけの撤去をして、おおむね令和6年の3月までには、工事を

完全に終わりたいというふうに考えてます。当然これだけの難易度の高度な工事になりますので、相当時間もかかります。我々、静岡県として、速やかにこの工事を終わらせたいと思っておりますので、皆様方、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

説明は簡単になりますが、県の方から報告させていただきました。ありがとうございました。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

ありがとうございました。逢初川流域の安全性の確保について、新設堰堤と源頭部の対応についてご説明いただきました。

これを受けまして、警戒区域の解除についての考え方とスケジュールについて、市長から説明させていただきます。

■齊藤 熱海市長

それでは私の方から、警戒区域の解除についての考え方やスケジュールについて説明を申し上げます。警戒区域の解除につきましては、逢初川流域の安全が確保されることが大前提となります。解除の時期については、新設砂防堰堤の建設や逢初川源頭部の不安定土砂の撤去が完了し、安全性が確保されたところで、国、そして県の関係機関と協議した上で判断していくこととなります。

ただいま新設砂防堰堤については、来年の3月末に完成予定であるとのこと、そしてもう一つ、逢初川源頭部の不安定土砂の撤去については、来年の出水期までに撤去させる旨の説明が、国及び県からございました。これらの工事が予定通り進んだ場合には、来年、つまり令和5年の夏の終わりまでには、警戒区域を解除できるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、警戒区域内に戻られる方、戻る方は、警戒区域が解除されたからといって、すべての方がすぐに自宅に戻れる状態になるわけではございません。ライフライン、つまり、電気や水道といったライフラインが復旧することで、自宅に戻れる環境が整う方、また、河川や道路が復旧することで戻れる方、そして市が行う宅地整理が整った後に自宅を再建し、戻っていただける方など、戻れる時期というのは、それぞれの状況によって異なることとなります。

警戒区域の解除の予定日が決まりましたら、そのおおむね3ヶ月前には皆様にお知らせしたいと考えております。またそれとあわせまして、解除後すぐに自宅に戻れる区域を、皆様にお示しするとともに、段階的に自宅へ戻れる区域をお知らせしてまいりたいと考えております。

そして市が行う宅地の整備につきましては、令和7年の秋頃までに完了したいと考えております。警戒区域内に自宅を新築される方に対しましては、令和7年度中の分譲、そして住宅再建の開始を、目指してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

警戒区域の解除と、ご自宅にお戻りいただけるタイミングについて説明をさせていただきましたが、続けて、ご自宅にお戻りいただけるタイミングにも関係してまいります、逢初川と道路の整備計画についてご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、静岡県熱海土木事務所から逢初川河川計画についてご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

■山崎 静岡県熱海土木事務所 伊豆山地区復興支援課 伊豆山地区復興支援班長

本日はお忙しいところ、説明会にご参加いただきありがとうございます。静岡県熱海土木事務所伊豆山地区復興支援課の山崎といたします。本日はよろしく願いいたします。

それでは逢初川の河川計画についてご説明させていただきます。それでは座って説明させていただきます。

まず、大きく分けて、こちらの3点についてお話いたします。一つ目は、逢初川をどのように復旧させるのかという基本的な考え方について、二つ目は、基本的な考え方に基づく河川計画について、三つ目は、スケジュールについてご説明いたします。

逢初川復旧の基本的な考え方について説明させていただきます。次の五つの基本的な考え方を、復旧計画に反映させていく必要があります。一番が、今の河川の位置を基本とし、なるべく緩やかなカーブにします。二つ目が、河幅が小さい箇所を広くします。三つ目が、上が開いてる川、開水路を基本とします。ただJRをくぐる区間の前後は道路下に埋めます。四番で、勾配は全体的に緩やかに少し緩くします。五番は川岸や川底は、早い流れに耐えられるコンクリート構造とし、川底には石を張るなど、できるだけ景観等に配慮します。

皆様のお手元の資料の1ページと同じものになりますけれども、逢初川の河川計画を説明します。スライドの資料の左上は、国が砂防堰堤を整備している区間になります。県が整備する区間は、それより下流から伊豆山港に流れ込むまでの区間となります。左側から上流部、中流部、下流部としています。上流部は、国直轄工事の境から市道伊豆山神社線より少し上流の区間、中流部は上流部の境から国道135号までの区間、下流部は、国道135号から海までの区間です。

本日は、このうち、3月に説明した開水路区間を除く区間を説明いたします。なお参考に、3月に配布した資料を、開水路間については5ページ、6ページ目につけてありますので願いいたします。

上流部の平面図となります。手元の資料の2ページになります。上流部は、計画の雨量が降っても、流せるだけの川の広さがすでに確保されているので、現在の河川の壊れている箇所を、令和4年3月までに復旧しました。河川延長は約365メートルとなり、3ヶ所の護岸を原形復旧を行い、あと川の中の土砂の除去を行いました。伊豆山神社線から上流約30メートルまでの区間は、川の広さを確保するために、改良復旧を行います。こちらが上流区間の断面を示す写真となります。これで、断面は確保されています。

続きまして、国道からJR新幹線橋梁周辺区間の中流部暗渠区間の計画平面図となります。手元の資料の3ページ目になります。計画延長は約240メートルとなります。上流側の開渠間の終わりから、JR橋までの間は暗渠とします。また、JR東海道線下流部の区間は、暗渠から開水路に改修する計画としています。なお、河川の上部に市道を再整備します。また、新たな橋梁1基を設置することにしています。中流部暗渠区間の代表的な箇所の横断面図、横から切った断面図になります。

こちらは上流側から下流側を見た図面です。皆さんの資料の下にもついていますけれども、同じものです。地形上、縦断勾配が急なため、水が流れる川幅は2.2メートルで、河川の計画流量が十分に流れます。また、JR橋の下を通すため、周辺の構造を、コンクリートのボックス

カルバートを使った暗渠としています。

中流部、JRの下のところ開渠となる矢板護岸の断面図となります。こちらを上流側から下流側を見た図面です。皆様の資料の中にも載っている図面です。川幅は2.2メートルを確保する計画としています。

これが、今度のスライドは、手元の資料の4ページ目になります。逢初川下流部の計画平面図になります。もうビーチラインの近くのところの最後のクランクのところなんですが、市道沿いを下った河口付近について、災害復旧とあわせて、流下能力の不足箇所の改良復旧を行います。計画延長は約51メートルとなり、市道を横断する部分のみ暗渠とします。

続きまして、下流部の代表的な箇所の断面図になります。これは皆様の資料の下の方についていますが、こちらは上流側から下流側を見た図面です。水が流れる川幅は3.8メートルを確保し、開渠構造の護岸工を施工して、市道のつけかえを行います。

続きまして今後のスケジュールについて説明させていただきます。前回、中流部開渠区間について、3月に河川の計画、5月に道路の計画を説明いたしました。本日、その他の区間の詳細な河川の復旧計画についてご説明しました。皆様からおおむねのご理解が得られれば、関係する方に対して、補償に関するご説明、協議を行い、ご納得いただいた方から順次契約を結び、可能なところから工事に着手するといった流れになります。予定として7月以降、地権者様ごとに事業及び補償に関するご説明、協議を個別に行っております。補償内容の説明を行い、納得いただいた方から順次契約を結んでまいります。そして今年の秋ごろを目安として、可能なところから工事着手していきたいと考えております。工事の完了時期については、地権者様や関係者様との調整状況によりますので、現時点で明確に示すことはできませんが、令和6年度完成を目標にして、事業を進めます。

河川事業を行っていくには、地域の皆様のご理解と、地権者の皆様のご協力が必要となります。一日も早い復旧復興を目指して取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

ありがとうございました。説明を続けさせていただきます。

次に、熱海市の都市整備課から道路計画について説明をさせていただきます。

■山口 熱海市都市整備課 都市整備室主任

本日はお忙しいところ、説明会にご参加いただき、ありがとうございます。熱海市都市整備課の山口と申します。私からは、逢初川の道路計画について説明をさせていただきます。ではすみません、座って説明をさせていただきます。

本日、道路計画について説明する内容は、こちらの4点になります。一つ目は、市道伊豆山神社線より上の道路計画について、二つ目は河川が開水路になる中流部の道路計画について、三つ目は河川が暗渠になる中流部の道路計画について、四つ目は、国道135号より下の下流部の道路計画についてです。

本日お配りさせていただいた資料をご覧ください。右上に道路計画配布資料と記載された資料になります。そちらの資料に基づいて説明をさせていただきます。資料の左上から①番が上

流部の道路計画の位置になります。以降、②番が河川が開水路となる中流部、③番が河川が暗渠になる中流部、④番が下流部となります。

まず、上流部での計画について説明をさせていただきます。今回の災害にて、被災した市道は、市道引地堀坂支線、堀坂2号線、堀坂4号線になり、その復旧方法については、基本的には原形復旧を考えております。市道引地堀坂線、市道堀沢2号線、こちらについては、逢初川を渡る橋が設置されておりましたが、災害により二つの橋が流されてしまいました。

橋の復旧といたしましては、2橋あった橋を、1橋に集約して、現況に近い位置に新設を考えております。

次に②番、中流部の道路計画について説明をさせていただきます。逢初川の両側に、有効幅員4メートルの一方通行で周回できる道路を整備いたします。また、あわせて、河川を渡る橋を設置いたします。こちらについては、車両と人が渡れる橋を2ヶ所と、人のみが渡る橋、人道橋2ヶ所、合計四つの橋を設置いたします。車両と、人が渡れる2ヶ所の設置場所について、消防の第四分団付近と、岸谷倶楽部付近になり、第四分団付近については、市道伊豆山神社線に接続するために、新しい道路を整備いたします。岸谷倶楽部付近の橋と、市道岸谷2号線の接続については、市道岸谷2号線の道路線形を変えて接続いたします。

続いて、③中流部の河川が暗渠になる区間の道路計画について説明をさせていただきます。暗渠部の道路幅員は4メートル以上として整備を行います。既存の道路幅員を有効に使用し、道路幅を拡げることや、待避所等の設置を検討しております。道路勾配については、JR在来線、及び東海道新幹線のガードの影響が大きいため、現況と変わらず急な勾配となります。

次に、下流部の道路計画について説明いたします。下流部では、河川の改良復旧に伴う箇所について、道路の線形を改良する整備を行います。

最後に、現在の道路計画の進捗状況についてご説明いたします。令和4年7月、用地交渉を開始しました。現在は地権者の皆様に事業説明を行っております。具体的な補償の条件の提示については、9月以降になり、補償内容にご納得いただいた方と契約を締結させていただく予定です。

工事については、静岡県による仮設道路の設置工事の後に、河川事業、住宅改良事業と調整を行って事業を進めていきます。道路計画についての説明は以上となります。ご清聴ありがとうございます。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

続きまして、熱海市のまちづくり課から、まちづくり計画について説明をさせていただきます。

■中田 熱海市まちづくり課 建築室主査

熱海市まちづくり課中田と申します。これからは復興まちづくりの手法につきましてご説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まちづくり課では4月上旬から避難生活をされている皆様に戸別訪問を行なわせていただいております。まちづくりの参考にするため今後のご意向等をお伺いさせていただいております。ご面談いただいた皆様には、本当にご苦労されているところ、ご対応いただきまして

誠にありがとうございます。今後も情報の伝達やご意向の確認のため引き続きお会いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の説明内容となります。初めに、復興まちづくり事業の進め方、続いて事業スケジュール、最後に復興まちづくりのイメージとなります。

お手元の資料、伊豆山地区における復興まちづくりについてと題しましたA4両面刷り1枚の資料をご覧ください。それでは復興まちづくり事業の進め方についてご説明させていただきます。お手元の資料の上段でございます事業の模式図につきまして、左側、被災後から、右側、復興後へ、順に説明をさせていただきます。

まず、画面にございますとおり、被災後の状況となります。大きい菱形の外枠が、災害対策基本法第63条で、立ち入りを規制している区域となります。あとは、ピンクの立方体が、全壊や半壊など、建て替えが必要な建物を示しております。また、緑色が被害がなかったり、被害が少なく、修繕することにより、継続的に住むことができる建物を示しております。また、図の中の水色のラインは、土地の境界をイメージしております。

続きまして、資料中央の図となります。事業実施時におきましては建て替えや、宅地の復旧が必要なエリアを基本に事業の区域を設定いたします。こちらの模式図では黄色の枠線で示させていただいております。そして、復旧が必要な家の土地を一旦、市が買収し、その後、公共施設や宅地の整備を行ってまいります。なお、緑の建物につきましては災害対策基本法第63条に基づく、警戒区域が解除され、またライフラインや道路が仮復旧されれば、事業の途中でも先に戻ることができるようになります。

そして、復興後のイメージとなります。公共施設や、宅地を整備するときには皆様への個別面談等でお伺いしたご意向を基に整備を行ってまいります。戻りたい方たちには、接道要件を満たした宅地を整備し、再分譲いたします。濃い青色の立方体のように新しい宅地に建物を新築していただきます。また、市が買収した戻らない方たちの土地面積を有効に活用させていただき、集会所や公園など公共の施設を整備してまいります。また、ご希望される数によりますが、薄い青色の立方体のように事業区域内や市内の別のところといった公共の賃貸住宅となる被災者向け住宅を整備いたします。

続きまして、今後の事業スケジュールについてご説明させていただきます。こちらは新たに建物を新築する方達のスケジュールとなります。現在、現地の地形測量が終了しております。今後、今年度は用地測量と造成工事の設計、被災建物の撤去を同時進行で進め、用地測量が完了次第、用地説明、買収をさせていただきたいと考えております。

令和5年度に用地買収が完了次第、一時造成工事、ここでは仮設道路や荒造成を行います。その後、令和6年度から令和7年度へかけ、擁壁の築造等を含む二次造成工事やライフラインの整備を行い、令和7年度秋ごろを目標に現地で再建する方々への宅地分譲ができるよう事業を進めていく予定です。

また、この表にはございませんが、災害対策基本法第63条に基づく、警戒区域が解除されればライフラインの仮復旧が出来次第、戻っていただける方々がいらっしゃいます。お手元の資料の裏面には復興まちづくりのイメージとして模型写真を掲載しております。前段でのご説明では、平面の模式図で事業手法の説明をさせていただきましたが、この模型に表現されるような、被災地区は大変急峻な地形となっております。我々は、この地形を考慮しながら公共施設

等の配置や整備内容について検討してまいります。また、関連する河川事業、道路事業をはじめ、各事業者におけるライフライン復旧との計画調整を行い、適宜計画の精査を行ってまいります。

最後となりますが、今後事業エリアの範囲や宅地の区画数、公共施設の整備内容など、個別訪問やワークショップ等での皆様のご意見、ご要望を参考に決定してまいりますのでよろしくお願いいたします。以上となりますが、説明とかえさせていただきます。ありがとうございます。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

逢初川と道路等工事関係の説明をさせていただきましたが、最後の説明といたしまして、今後皆様のご自宅に戻るまで、また戻るにあたっての生活再建支援について市長から説明をさせていただきます。

■齊藤 熱海市長

それでは、生活再建支援に関する市の方針の概要について、私から説明をいたします。これまでの説明があったとおりであります。新設砂防堰堤の建設、また不安定土砂の撤去等が行われた後に、警戒区域が解除となり、生活再建、また住み慣れた地域への帰還という具体的な段階を迎えることが可能となってまいります。その際の生活再建支援策として、大きく3点考えております。まず1点目に被災地域の社会基盤の整備、2点目に被災者の皆様に対する支援、そして3点目に被災した事業者の皆様に対する支援、この3点を基本に講じてまいりたいと考えております。

まず1点目の被災地域の社会基盤の整備につきましては、被災者向け住宅の建設、地域コミュニティの維持、また住民間の交流のためのコミュニティセンターの建設、地域の安全安心の柱である消防団第四分団詰所の再建、被災エリアをはじめ地域全体の避難路の整備等を行ってまいります。このような社会基盤整備が生活再建支援策として行政が行うべき大きな柱であると考えております。

そして、次に2点目の被災者の皆様に対する支援につきましては、まず応急的な住まいで生活を送られている皆様への支援として警戒区域が解除となり、被災者の皆様が恒久的な住まいでの生活再建に進んでいただける状況になるまでの間、現在の応急的住まいでの生活を続けられるよう支援してまいります。

なお、引き続き応急的な住まいで生活を支援させていただく期間は警戒区域の解除後3ヶ月を基本として考えておりますが、ライフラインの復旧や河川、道路の整備と個々の状況により、その時期が異なりますので今後訪問や面談等によりまして、それぞれの世帯ごとに確認をさせていただきたいと考えております。また、恒久的な住まいへの引っ越しにかかる費用、これについては支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに小規模住宅地区改良事業の対象区域内の宅地の整備に係る費用については、この費用は公費にて負担をしております。

なお、被災者の皆様に対する支援の詳細については、皆様の現状と生活再建、それぞれ皆様の方針により異なりますので、改めてご案内をさせていただきたいと考えております。

次に3点目の被災した事業者の皆様に対する支援についてであります。

静岡県被災中小企業復旧支援事業費補助金及び小規模事業者持続化補助金、この交付決定を受けた被災事業者の皆様の自己負担分の2分の1を市が上乘せ補助をしてまいります。また、小規模事業者持続化補助金につきましては、遡及適用をしてまいります。

以上が、生活再建支援策の概要となりますけれども、これに加えて現在警戒区域内の固定資産税について、令和4年度分は全額課税免除措置を行わせていただいておりますが令和5年1月1日においても引き続き警戒区域の設定がなされている場合には、令和5年度の課税につきましても、基本的に全額課税免除措置を継続する方向で考えております。

本日は具体的な部分まで詰め切れていないところもございます。市の方針の概要をお伝えさせていただきましたが、今後詳細が決まり次第、改めて皆様にお伝えをしたいと考えております。私からは以上です。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

説明は以上となります。この後、質疑応答とさせていただきますが、申し訳ありません。ここで換気のため、三分ほどお時間を頂戴したいと思います。午後4時に、ここでまた再開いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは再開させていただきます、ここからはご質問にお答えしたいと思います。限られた時間の中でございますので、まず初めに警戒区域の解除に関します工事関係のご質問を、次に生活再建支援に関するご質問とさせていただきますと思います。

挙手いただきましたら、こちらで指名させていただきますので、お一人ずつ係員からマイクをお受け取りいただきまして差し支えなければ、お名前も仰っていただければと思います。

その際、もしカメラ取材が嫌だという方がいらっしゃいましたら、その旨も仰っていただければと思います。報道関係の皆様にもカメラは嫌との意思表示がありましたら、ぜひお控えいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。それでは警戒区域の解除に関します工事の関係について、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

■説明会出席者

私は伊豆山〇〇番地に住みます〇〇と申します。

今いろいろ計画を聞きまして、おおよそのスケジュール等につきましては理解いたしましたけれども、ただいま説明されました諸計画の中には市道岸谷本線の道路計画についての説明はございませんでした。

そこでもお願いでございますが、この岸谷本線は沿線に住まいする住民にとりましては、交通の手段として必要不可欠であります。したがって、今説明されました諸計画等と並行して岸谷本線の道路計画もぜひ、実施をしていただきたいと思っております。

なお、岸谷本線の道路計画につきましては、ご承知のとおり、道路の道幅が狭いため、これを4メートルの道路に拡幅するという工事が鋭意進められておりますが、工事は一向に進んでおりません。

そこで、1例を申し上げますと私事で恐縮ですが私の家は、平成6年に新築いたしました、

そのときの条件として4メートル道路に必要とする私有地は道路使用目的として提供してくださいと、それでなければ新築許可はおりませんと行政から言われました。私は道路が拡幅され、利用者が便利になるのであれば、やむを得ないということで行政に私有地を提供いたしました。

しかし、それから28年が経過しました。この問題は一向に解決されず、今日に至っております。私はこの問題につきましては、いろいろと申し上げたいことも多々ありますが、この場での発言は割愛させていただきますが、どうか行政におかれましては、道路計画目的として提供した私有地は、行政が買収して岸谷本線の道路計画とあわせて、伊豆山地区復興まちづくり逢初川沿いの道路計画を推進していただきたいと思っております。

私からいろいろお願いを申し上げましたけれども、行政としてのご見解をお聞きしたいと思います。以上です。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

はい、ありがとうございました。

ただいまのご質問ですけれども岸谷本線の岸谷倶楽部から上、仲道入口のバス停から岸谷入口までの区間のことを中心と考えてよろしいでしょうか。

■説明会出席者

はい。

■宿崎 熱海市観光建設部長

はい、観光建設部長の宿崎と言います。よろしくお願いたします。

今の岸谷本線の件なんですけども、私も若いとき平成の1桁から工事に携わった者の1人でございます。大分、勾配もきつうございます。それとあと、伊豆山神社線からの取入れ口も大変厳しかったという記憶しております。

地形的な部分と今、センター後退という話だと思っております。建築基準法の2項道路ということで、新築する際には中心から2メートル後退してくださいと、その辺の協力を得たというところでございます。

また、岸谷本線の拡幅になりますと地権者様にもご負担いただくところもありますし、2項道路で実際下がっていただいているところもあるかと思っておりますので調査をさせていただいて、その辺の方を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

■説明会出席者

よろしくお願いたします。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

■説明会出席者

〇〇です。よろしく申し上げます。

今日初めて出ましたけども、図面で暗渠区間の中流部の道路計画です。ここはJ Rの新幹線ガード下が狭くて道路を新しく作るのがすごく難しいというお話が前からありますけども、今回初めて、この図面が出てきてその前に、ここの上はずっと4メートル拡くなるんですけども、ここはどうしても狭い。新幹線のところはもうどうしようもないからそれはしょうがないんですけども、135号線から上がっていくと、伊豆山の方みんな知ってるんですけど、急カーブで曲がって新幹線のガード入っていくんですね。それがすごく狭いもんですから、上の車と下の車がどうしてもぶつかって、お互いどっちかがバックすると、50メートルぐらいはバックしなきゃなんないんですけど、もしここの道路を直す、拡幅するのであれば、それが解消されるようなことができたらいいなというふうに、まちづくり課さんの方ですとか、実際ヒアリングで県の方にもお話ししてるんですけども、この図面が出てきてこれは少し拡がるんでしょうか。お願いします。

■松本 熱海市都市整備課長

都市整備課長をしています松本と申します。よろしく申し上げます。

先ほどのご質問の件ですが、今回、河川の事業によって河川が少しJ Rでいうと東京寄りに振られることとなります。

それに合わせて、暗渠になってきますので、その河川上を利用させていただいて、道路自体も少し振って拡がるようなイメージになります。以上でございます。

■説明会出席者

少し拡がるということで理解させてもらってよろしいってことですよね。わかりました、ありがとうございます。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

はい、他にはいかがでしょうか。まず初めに工事関係のご質問をいただければと思います。もしよろしければ、生活再建支援の方に進ませていただこうと思います。

生活再建支援策についてのご質問がありましたら同じように、挙手いただきまして差し支えなければお名前を仰っていただければと思います。生活再建支援策についてのご質問ありましたらお願いいたします。

■説明会出席者

岸谷の〇〇です。よろしく申し上げます。

私事で大変失礼ですけど、娘が二人とも出産して、孫が増えたので、今、一番大変な時期なんですよね。だから女房も4月（に孫が）生まれたときに、娘のところに2ヶ月仕事を休んで行ったりしてんですけど、本当に大変なんですよ、そういうところわかってください。故郷が無いって本当に辛いんです。

家を直して、（娘や孫に）故郷を作って迎えるばっかだったんですよ、うちは。それが今こ

んな状態になっちゃって故郷がなくなっちゃって、今本当大変なんです。そういうところをちょっと見てください。以上です、すいません、お騒がせしました。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

今ちょうどお盆を控えて、コロナのこともありますが、テレビ等で帰省の話題とかが、よく取り上げられています。

そういう中で帰って来いとも言えない状況にあるということ本当に申し訳なく思います。お墓参りしながら、帰りたいんだけど帰るところがないというようなことも伺っております。

そういう中で、まだまだ私どもとしても行き届かないばかりで、本当に想像するしかない、想像も行き届かないところなんですけれども、本当に皆様にはご不便、そして不安をお抱えのことと思います。本当にお見舞い申し上げます。もうただ、この一言しかございませんので、これでご勘弁いただければと思います。

ただ、伊豆山の復興に当たっております職員はじめ、関係者一同、十分そこは想像力を働かせて、皆様がどんなところに不安があるか、不便があるか、行き届かないと思いますけれども、何かこんなこととしてよというのがありましたら、今日に限らずまた仰っていただければと思います。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

■説明会出席者

すいません、字坂西〇〇の〇〇と申します。家は63条区域内にあつて建物は残っております。

ただ、もともとが古いので修繕が、大修繕が必要かなというふうに思っておりますが母親が1人住んでおりました。90を超えております。ちょっと今、杖を突かないと歩けない状態になっておましてスケジュールを聞いておりますと、まだ何年か先でないとインフラが整わないと住宅へ戻れないのかなと、おふくろが元気で家に戻らせてあげたいな、というふうに思っています。そこで先ほどの、まちづくり課の中田さんのご説明に被災者向け集合住宅建設のようなお話がちょっとありました。

これは区域の中じゃなくて、外に計画なのかなというふうにも思っておりますけれども、市営住宅なり県営住宅なりを被災者向けに先に建設していただいて、そこへということもスピーディーに考えていただけないかなと思います。

今うちのおふくろは、熱海市内にある親戚の家に居候している状態でございます。アパートを借りたりして補助を受けているわけでもございません。この今後何年か先ということになった場合に、早めに伊豆山に戻ったという気持ちになっていただけるように、ご配慮いただければな、というふうに思ってます。

もう一つすいません、介護制度関係ないかもしれませんが、うちのおふくろが親戚の家に居候したときに元気だった人間が杖をつかなきゃ歩けなくなってしまった。

そこで介護制度を利用したいなということで申請を一度したんですが、その時の担当の方が伊豆山の家に戻ってからじゃないと駄目です、と言われました。これおかしいじゃないかなというふうに思いながら今まで来ております。ご関係の方がいらっしゃれば、その辺もご検討いただきたいなというふうにご願いでございます。以上です。

■齊藤 熱海市長

市営住宅、被災者向け住宅についてでありますけれども、今現在、皆様のところにいろんな形で面談をさせていただいて、被災者向け住宅にお住まいを希望される方を今募らせていただいております。というのは、その希望が余りにも少なければ、建設について検討する、これも税を投入して建てますので、今そういう状況であります。

皆様のそういったご希望をしっかりと聞きした上で、それに見合ったものをできるだけ早く対応したいと思います。これから皆様のところに丁寧にそういったご希望を伺わせていただきますので、よろしく願いいたします。

あと、介護の話は担当課長からお話をさせていただきます。

■小山 熱海市長寿介護課長

恐れ入ります、長寿介護課長の小山と申します。介護保険の制度の方の運用をさせていただいております。

〇〇様、お母様の件で大変お辛い中、ご苦労もある中で介護保険のご申請をいただいたということで、私どもの方の対応で、大変失礼のあったご対応があったということで、個別の意見でございますので、改めてご事情をお伺いいたしまして、どのような形で対応がさせていただけるかをご相談させていただければと思います。

もしよろしければこの後、お話をお伺いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

■説明会出席者

報道の方はちょっと勘弁してもらいたいです。

市長に質問ですけど、ライフラインの復旧費用に関してですが、電気とか水道、下水等の費用の補助っていうのはしてもらえるのでしょうか。

あとそれで解除後に3ヶ月、一応補助は出ますよということなんですけども、（恒久的な住宅への移転が）4ヶ月、5ヶ月、それ以上かかった場合、家賃の補助というのは出るのでしょうか。ちょっと聞きたいです。

■齊藤 熱海市長

はい、今のご質問お答えいたします。一つ目のご質問のライフラインというのはご自身が使われた電気やガス代ということでしょうか。そういう意味のご質問でしょうか。

■説明会出席者

（伊豆山の家）に戻ったときの電気とか水道とか下水とか（のライフライン復旧）、要は土石流でやられたところですね。その直す費用ということです。

■齊藤 熱海市長

まず、ライフラインの整備については、公、或いは、例えば電気事業者等が行いますけれども、その費用（私有地のライフライン復旧にかかる費用）については、皆様が基本的にはご負担することになると考えております。

また先ほどの3ヶ月を目途にということを申し上げましたが、これからの恒久的な住宅に移るまでの間の使用料（応急的な住まいの家賃）は市のほうで負担をさせていただきますが、例えばそれがさらに数ヶ月間、道路を整備するために必要な期間であれば、そこまで（整備等が完了し、実際に帰還できるようになるまでの期間）ですね。市として負担をしていきたいと、その方に沿った形で対応してまいりたいというふうに考えております。

今のは警戒区域内にお帰りになりたいと、恒久的住宅としてお帰りになりたいという場合には、3ヶ月を超えた場合でもその期間まで、しっかりとご支援をさせていただきたいと考えております。

■説明会出席者

すいません、今最初に言った水道とか下水、要は直すのは自分でも、やってくださいよということですよ。

■齊藤 熱海市長

私有地の中からの部分というのはご負担いただきますけれども、いわゆる公の部分は当然ですけど例えば水道については行政の方で負担をさせていただきます。

■説明会出席者

はい、わかりました。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

はい、一番後どうぞ。

■説明会出席者

〇〇と申します。追加の支援金（の申請期間）が被災日から37ヶ月だったと思うんですけども、追加の200万円。先ほどの説明で令和7年秋、市の宅地分譲だと、これ（申請の）期間に間に合いませんよね。

その辺の支援のお考えを少し伺いたいんですけど、よろしく申し上げます。

■三枝 熱海市健康福祉部長

はい、健康福祉部長の三枝と申します。

ただいまのご質問の件は、被災者の生活再建の加算支援金のいわゆる200万という数字、これは建設された場合ということになるかと思えます。それでよろしかったでしょうか。

はい、今、〇〇さんがおっしゃられたように、小規模住宅地区改良事業の区域になりますと当然令和7年度以降、これは37ヶ月を超えてしまいますが、現在その期間の延長については、

都道府県センターの方と相談をさせていただいております。

当然、住宅をお建てになりたくてもできないという状況がございますので、今後、またそのお答えは正式にはさせていただきたいと思いますが、基本的には住宅を建てただけの段階までは延長ができるように、準備をさせていただきたいと考えております。

■説明会出席者

はい、ありがとうございます。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

他はいかがでしょうか。はい。

■説明会出席者

すいません、2度目の質問で恐縮です。

市長の方から、先ほどの説明の中で警戒区域が解除されて帰れるようになったならば3ヶ月前に連絡しますと。で、そこで判断してくださいというようなお話があったと思いますが、3ヶ月前に帰れるような状況になるというのは、どこが判断、どこの箇所で判断されて、どういう形で連絡されるのか。私のところは半壊で実際にはもう帰れるような今状況にあるなら家を直して帰りたいという状況にあるんですけども、それが段階的につていうのは、帰れるような時に過程といいますか、部落の中で帰れるような状況になったところから順次解除していくという話なのか。

それともその辺の解除の仕方をどこがどう決めて、どう連絡取って具体的に帰れるようになるのかと、ちょっとその辺が、はっきりしたことが私たちもわかりませんので、もう少し具体的に帰れる時期、それと帰れる状況がどうなったらと、というふうなことが話せるならば、ちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

■齊藤 熱海市長

私の方からお答えいたします。

先ほど申し上げたのは、冒頭の目標としてこれまで説明があったとおり、源頭部の新設堰堤と、また不安定土砂の撤去が今のスケジュール通りいけば、夏の終わりまでには解除ができるであろうということであります。その日にちよりも3ヶ月前に、おおむねこの時点で解除ができるということを、まずアナウンスをさせていただくということであります。

そしてその時点でさらに、例えば道路や、またその時点では逢初川改修もまだ終わっておりませんので、当然その工事エリア内は帰ることはできないというふうに考えております。

そういったことを段階を追って区域ごとにこのエリアはすぐに帰れます、このエリアについては数ヶ月後とか、そういったことを段階的に、基本的には県や国と調整しながら市から皆さんのところにそういった情報をお届けしたいと考えております。

■説明会出席者

わかりました。よろしく申し上げます。

- （司会）中田 熱海市経営企画部長
他はいかがでしょうか。どうぞ。

- 説明会出席者

〇〇です。よろしくお願いします。

今の警戒区域の段階的解除の話は、私もすごく関心があるんですけども、段階的に解除するというお話であれば多分、どこから一番初めに解除されるだろうというところが具体的にあると思うんですね。

もし、その順番が少しでもあれば、例えば浜から下の方が早く帰れるだろうとか、その上でライフラインがすぐ繋ぐところがあるとか、そういうことがわかれば、教えていただくと助かると思います。まずそれが一つです。

- 齊藤 熱海市長

私の方からお答えいたします。まず、警戒区域は段階的には解除いたしません。

これは一斉に0（ゼロ）か1（イチ）かでありますのでちょっとこれは誤解のないようにしていただきたいと思います。というのは警戒区域の解除は基本的に上流部の安全が確保されるということが前提ですので、その警戒区域全体が解除される、部分的に解除ということではありません。

あと、私が申し上げたのは、それを解除した後に皆様が帰還できるエリア、地域を具体的におそらく地図等でお示しすることになると思いますが、ここはもう工事とは関係ないのですぐお帰りになれます、ここはまだ河川の、或いは道路の整備が進んでいるところなので、いついつまでにならないと解除になりません。そういったことを段階的にお示しすると、そういった意味でございます。よろしいでしょうか。

- 説明会出席者

ありがとうございます。まだもう二つぐらいあるんですけども。

あと、その被災者っていうのが、小規模住宅地区改良事業っていうのを今、この全部まとめて買って、また皆さんに分けるというお話がありますけども、私なんか一部損壊で、そこに当てはまらないんです。

先ほど〇〇さんのお話なんかも、一部損壊なので、全壊ではないと。そういう方、例えば全壊でない人はこの小規模住宅地区改良事業の中には入れないと思うんですけども、もうそれに漏れてしまった半壊の人とか一部損壊の人、そういう方々の支援っていうのは何かあるのでしょうか。

- 渋谷 熱海市まちづくり課長

まちづくり課の渋谷と申します。よろしくお願いいたします。

今の〇〇様のご質問ですが、小規模住宅地区改良事業につきましては基本的に対象とする要件というのは、建物が半壊し、修繕であっても対象とすることが可能であるのかということな

んですが、基本的な考え方としては全面的な宅地の整備ということを考えており、今のところ、全壊家屋を中心に小規模住宅ということで考えています。また、小規模住宅地区改良事業だけで完結するものではないというふうに考えておりますので、いろんな事業を組み合わせしていく必要も一つあるのかなというふうに考えているところでございます。

■説明会出席者

ということは、小規模住宅地区改良事業に漏れた方は、今のところは支援の具体的なメニューはないということでしょうか。

■渋谷 熱海市まちづくり課長

具体的に言いますと、例えば修繕に対する支援といったことを〇〇様はご質問されているということでしょうか。

■齊藤 熱海市長

それは私のほうから説明します。

家屋の修繕でありますけども、一応基本的な家屋の修繕に対しての公の支援はございませんが、冒頭申し上げたとおり、それに引っ越しにかかる費用、これも引っ越し費用だけでなく引っ越しに関連する費用というか、今後これから検討いたしますが、例えばハウスクリーニングであるとかどうしても必要になる。どこまでそれを含めるかということこれから検討してまいります。例えばそういった、引っ越しにかかる費用。

また、エリアに、警戒区域に戻ってくるために、（工事の進捗等によっては、帰還できるようになる時期まで）今の応急仮設住宅にもう少しいなければいけないと、先ほど3ヶ月と言いましたけど、そういった延長になったところの家賃等についても、主として家賃についても市としてご負担をする予定でございます。

■説明会出席者

はい、それは全額なんですよ。今の仮設住宅の金額。

■齊藤 熱海市長

基本的に今の状況がそのまま延長されるというふうに考えていただければと思います。

■説明会出席者

はい、ありがとうございます。

もう一つ、私もそうなんですけど他の方もいらっしゃるんですけど、他所へ土地を買って僕の場合工場なんですけど、作りたくないんですけど、被災したために他所に土地を作ったと、そうすると（伊豆山に）戻ったときに、どうしても2ヶ所の土地ができてしまうんです。そういう人に対して何かその税金免除とか、そういうことはお考えはありますか。

■齊藤 熱海市長

はい、お答えいたします。

税のお話されていると思いますが、基本的には2ヶ所に対しての税は基本にお支払いいただきたいというふうに考えております。

■説明会出席者

わかりました。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

他には、あ、どうぞ。

■説明会出席者

〇〇の〇〇です。

復旧復興後、再分譲に関する質問なんですけども、この方法でやられると戻ったときにどうやって、この土地がいい（という意志表示をする）時期とか方法ですか。

（土地の）割り振りはどういうふうに行っていつごろやるのか、またその割り振ったときに競合した場合にどうやって決めていくのか、そういう方法をどういうふうと考えてらっしゃるのかなというのをお聞かせください。

■渋谷 熱海市まちづくり課長

はい、まちづくり課の渋谷です。

基本的に今個別に面談をさせていただいておりますのでそこでお戻りになってお家をもう一度建てて、お住まいになりたいという方のご希望というところは、聞き取ってある程度把握をしていくということで考えておりますので、その辺につきましては、どの部分どの場所でのような大きさで、っていうようなところは、まちづくり課としても把握していくということで解決できるかなというふうに考えております。以上でございます。

■説明会出席者

そうした場合、競合した場合っていうのは市のほうできちんと調整していただけるということでもよろしいですか。

■渋谷 熱海市まちづくり課長

同じ場所にということが実際はどうなのかというところかと思いますが、そうならないように事前にまちづくり課として同じ場所に希望される方がいた場合、調整できるものであれば調整をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

■（司会）中田 熱海市経営企画部長

はい、他にはいかがでしょうか。

もしよろしければ、質疑応答この辺で閉じさせていただこうと思いますが、お手元にお配り

しました連絡先等確認表というのが1枚ございます。その下の方に、質問の枠を設けさせていただきました。

こういう公開の場ではちょっととか、みんながいるところで聞くことじゃないんだけどなんていうこともありましたが、もしよろしければ、こちらにご記入いただきましてお帰りの際、受付にお渡しいただければ、また質疑応答集として別途、皆様にお届けしたいと思います。

また、これに限らず、本日の開催通知ですとか、これまでもいろいろとご連絡させていただいたりしているかと思えます。

そういうところの連絡先とかに、いつでももう構いませんので、個別のご質問とかこんなのが気になるんだなんてことがありましたら、気兼ねなくお気軽にお問い合わせいただければと思います。

いろんな文書に今日の開催通知にも役所側のメールアドレスとか、電話番号とか書いてありますので何なりとお尋ねいただきたいと思えます。

最後に、ご連絡だけ申し上げます。本日、市営の中央町駐車場、市役所隣接の立体駐車場に車を停められた方は無料の処置をいたしますので、駐車券をお帰りの際に、受付にご提示いただければと思います。

以上で本日の説明会を閉じさせていただきますが、最後に、市長から閉会のご挨拶を申し上げます。

■齊藤 熱海市長

冒頭にも申し上げましたが、本日は大変お忙しい中、お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の色々なご報告、市だけでなく、今日は国また県からいただきましたが、現時点の一番最新のものを皆様にお伝えいたしました。また、生活再建支援策につきましては、市の大きな考え方をお示しをさせていただいたところでございます。

今後は、既に行っております職員が直接個別訪問させていただいたり、また、ささえ逢いセンターによります面談、こういったことも活用させていただきながら、更なる今後の進捗、新しい事が決まりましたら、ご説明、また、ご相談する機会をつくってまいりたいとそうように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。それでは、長時間に渡り、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

以上